

医療保険からの訪問看護が適用される皆様へ

1. 医療保険による訪問看護が適用される疾病

厚生労働大臣が定める疾病等(基準告知第2の1に規定する疾病等)のうち、下記の疾病は、要介護者等であっても医療保険による訪問看護が適用されます。

1	末期の悪性腫瘍
2	多発性硬化症
3	重症筋無力症
4	スモン
5	筋委縮性側索硬化症
6	脊髄小脳変性症
7	ハンチントン症
8	進行性筋ジストロフィー症
9	パーキンソン病関連疾患[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る)]
10	多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
11	プリオン病
12	亜急性硬化性全脳炎
13	ライソゾーム病
14	副腎白質ジストロフィー
15	脊髄性筋萎縮症
16	球脊髄性筋萎縮症
17	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
18	後天性免疫不全症候群
19	頸髄損傷
20	人工呼吸器を使用している状態

2. 費用について

医療費は次の通りです。当該利用者の医療保険に示された割合で自己負担額が定まります。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		保健師、助産師又は看護師等	週3日まで	5,550円		
			週4日目以降	6,550円		
		准看護師	週3日まで	5,050円		
			週4日目以降	6,050円		
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	5,550円			
訪問看護 基本療養費 （Ⅱ）		保健師、助産師又は看護師等	週3日まで	5,550円		
			週4日目以降	6,550円		
		准看護師	週3日まで	5,050円		
			週4日目以降	6,050円		
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	5,550円			
同一建物居住者 同一日に2人		看護師、理学療法士等	週3日まで	2,780円		
			週4日目以降	3,280円		
		准看護師	週3日まで	2,530円		
			週4日目以降	3,030円		
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	2,780円			
同一建物居住者 同一日に3人以上		看護師、理学療法士等	週3日まで	2,780円		
			週4日目以降	3,280円		
		准看護師	週3日まで	2,530円		
			週4日目以降	3,030円		
		理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	2,780円			
訪問看護基本療養費（Ⅲ）		入院中の方が一時的に外泊期間中の訪問看護		8,500円		
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア 又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた 看護師による場合		12,850円（月1回に限り）				
難病等複数回訪問加算		1日2回の場合	同一建物内1人又は2人	4,500円		
			同一建物内3人以上	4,000円		
		1日3回以上の場合	同一建物内1人又は2人	8,000円		
			同一建物内3人以上	7,200円		
緊急訪問看護加算		月14日目まで2,650円、月15日目以降2,000円				
長時間訪問看護加算		5,200円（週1回限り）				
乳幼児加算（6歳未満）		1,500円／日				
複数名訪問看護加算		指定の看護職員＋他の看護師等（准看護師を除く）		同一建物内1人又は2人	4,500円	
				同一建物内3人以上	4,000円	
		指定の看護職員＋他の准看護師		同一建物内1人又は2人	3,800円	
				同一建物内3人以上	3,400円	
		指定の看護職員＋看護補助者（別に厚生労働大臣 が定める場合を除く）		同一建物内1人又は2人	3,000円	
				同一建物内3人以上	2,700円	
		指定の看護職員＋看護 補助者（別に厚生労働 大臣が定める場合に限 る）		1日に1回の場合	同一建物内1人又は2人	3,000円
					同一建物内3人以上	2,700円
				1日に2回の場合	同一建物内1人又は2人	6,000円
					同一建物内3人以上	5,400円
1日に3回以上の場合	同一建物内1人又は2人			10,000円		
	同一建物内3人以上			9,000円		
夜間・早朝訪問看護加算		18時～22時、6時～8時：2,100円				
深夜訪問看護加算		22時～6時：4,200円				

特別地域訪問看護加算	+ 50 / 100
訪問看護管理療養費	初日: 7,670円
	2日目以降1日につき: 1. 3,000円 2. 2,500円
24時間対応体制加算	6,800円 / 月 又は 6,520円 / 月
特別管理加算	5,000円 / 月 又は 2,500円 / 月
退院時共同指導加算	8,000円 (※厚生労働大臣が定める疾病等、重症者管理加算の算定対象者は2回算定可)
	上記対象者の中で厚生労働大臣が定める状態等にある場合
特別管理指導加算	2,000円
退院支援指導加算	6,000円
退院支援指導加算(長時間)	8,400円
在宅患者連携指導加算	3,000円(月1回に限り)
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円(月2回に限り)
看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月1回に限り)
専門管理加算	2,500円(月1回に限り)
訪問看護情報提供療養費	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円(月1回に限り)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円(月1回に限り)
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	1:10円~18:500円(月1回に限り、利用者の割合により変動あり)

3. 特定疾患治療研究事業の対象疾患

公費負担医療制度により、利用者一部負担額が生じない疾病が対象となります。